No. 367
令和7年12月号

愛知県土地家屋調査士会

会務通信

会員数/個人会員 1,038 名　法人会員 67 法人（11 月 1 日現在）

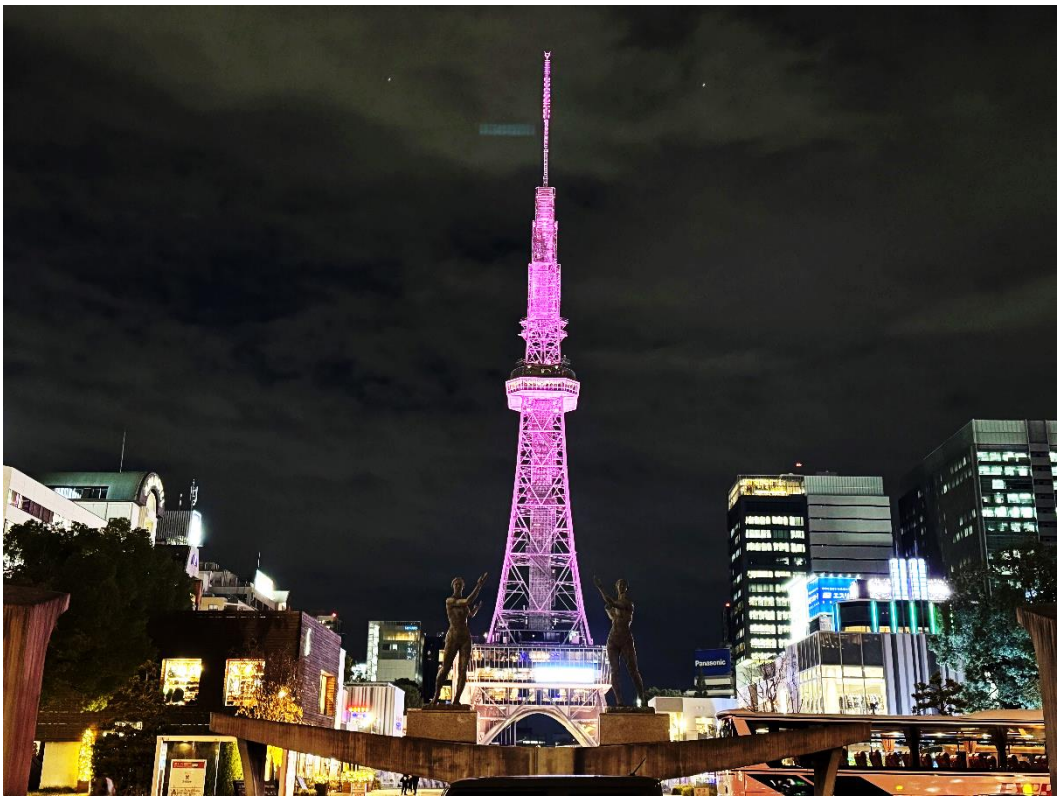

撮影：三浦 祐紀

INDEX

◆ 能登半島地震・奥能登豪雨の災害者向け合同無料相談会に参加して　副会長　田中智司 …… 2
◆ 境界問題相談センターニュース No.80 …… 5
◆ 突撃！となりの調査士事務所 vol.16　広報委員　伊藤健一 …… 7
◆ 事務局からのご案内 …… 9
◆ 編集後記 …… 10

能登半島地震・奥能登豪雨の災害者向け合同無料相談会に参加して

副会長　田中 智司

先だって、日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック事業として、能登半島地震、奥能登豪雨における災害に関して石川県司法書士会と合同にて無料登記相談会をすることになりました。相談会は金沢地方法務局輪島支局で月一回開催され、私は愛知会の一員として参加させていただきました。

この事業は、被災者に対する支援が主目的ですが、相談業務を通じて、万一この地域で同様の有事が発生した際には少しでも対応できるように行われました。今回の震災では、建物の倒壊、土地の移動やずれが生じたため、調査士業務に関しては滅失登記や土地境界に関する相談があったようです。

私が担当した登記相談は、9 月 13 日土曜日の午後でした。輪島に向かう「のと里山海道」という主要道路は通行できるものの、凸凹や迂回路があるなど、まだ仮復旧といった状態でした。輪島市内を通過し、法務局のある合同庁舎に向かう間に見られる景色は、およそ震災後約 2 年経過しているとは思えないような、完全復興には程遠いと感じられる光景が広がっていました。

メインストリートの電柱もまだ傾いたままであり、屋根がビニールシートに覆われたままの建物も散見され、まだ解体されていない家屋もありました。火災が発生し焼失した中心部では、建物は撤去されているものの、原野の状態でした。相談会に同席した司法書士さんからは、輪島市は建物の撤去含め、とても時間がかかっていると聞きました。昼食を食べようとしましたが、営業しているお店も限られていました。無料相談会の会場である合同庁舎も復旧中で、トイレは屋外の仮設のものでした。（現在は復旧）

会場では司法書士並びに土地家屋調査士が相談を受け、この日は約 25 件の相談がありました。うち約 10 件が土地家屋調査士の業務における相談事例でした。今回は特に、建物を公費解体したものの、建物の登記が抹消できないという法務局からの通知に対する相談が多く見受けられました。

これは、既登記建物は震災以前に既に取り壊され、建て直しはされたものの、滅失登記及びその新築建物の表題登記がされておらず未登記のままであり、今回その未登記建物が被災を受けたため、古

い登記が浮き彫りになったというものでした。先祖代々住み続けていて相続による土地の承継が多く、売買等の土地の権利移動が少ない地域のため、このような事例が多いものと思われました。

現地の土地家屋調査士によると、全般的な相談内容には、家屋の倒壊等に伴う建物表題登記の問題のみならず、地盤の変動による土地の形状や面積の変動、また境界杭の亡失などの相談もあったようです。災害、特に地震による被害は土地の形状を変え、当然地積も変動してしまいます。復興するには、土地自体の回復をした後に筆界を再確定するということになるので、土地の筆界の復旧に至るには非常に時間がかかるものだと感じました。

能登地域の復旧案のほんの一例ですが、区画整理換地処分に基づく精算制度などを参考にして復元したり、これを機会に区画整理を行う検討をしている地域もあるそうです。一方で地図整備を行った地域はどのように復元していったら良いのかを現在も検討されているようです。これは広域的に、国土をどのように復旧していくかというものとも連動していますので、スピードが遅くなる感じですが、やむを得ないことだと思います。

愛知県でも、懸念されている南海トラフ地震などで広域に大きく土地が変動してしまうと、復興には何十年もの年月がかかるのではないかと推測され、長期間にどのように復興しながら経済を立て直していくかというような課題にも直面すると考えられます。その中で、私たち土地家屋調査士がどのような役割を担っていかなければいけないのか、ということも有事に備えて考えていかなければならないのではないのでしょうか。

私は被災された方の相談業務は初めての経験で、滞在したのもわずかな時間でしたので、結果として愛知会で何か提案をするような水準までの知識の習得や経験をすることは到底できませんでした。しかしながら、被災地に入り、また相談者の方たちと直接話をさせていただくことで、どのように対応した方が相談者の問題解決につながり、安心し、希望を持っていただく方法があるのかなど、その場の雰囲気を肌で感じることはできたと思います。

また、震災後、約 2 年弱が経過し、最低限の生活が徐々にできるようになってきたので、このような相談会もやっと行えることになったのだと思いました。

地震で土地が変動することによる筆界の課題は、土地家屋調査士が筆界の専門家として、能登半島地震はじめ過去の地震などの実例を積極的に蓄積・研究し、そのノウハウを各所に提案、活動できるようになれれば良いと思いました。

帰路に、隆起が一番大きかったといわれる海岸に立ち寄りました。4 メートル近く隆起したため、海岸線が大きく後退し、消波ブロックや、漁港の堤防が陸地になった光景を見て、この地震の凄まじさを感じました。

地震はいつ起こるかわかりません。私たちも土地家屋調査士業務のみならず日常生活自体に対しても常に心構えが必要だと思いました。

愛知県土地家屋調査士会

境界問題相談センターニュース

No.80

今年度は、あいち境界問題相談センターの運営委員会の委員も入れ替わりました。新しく運営委員に就任されました弁護士の平林拓也先生をご紹介させていただきます。

運営委員就任のご挨拶

あいち境界問題相談センター運営委員　弁護士　平林拓也

このたび、あいち境界問題相談センター運営委員会の委員に就任いたしました、愛知県弁護士会の平林拓也と申します。簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、岐阜県多治見市の出身で、多治見と美濃太田を結ぶ太多線というローカル線沿いの田舎育ちであり、現在も実家は多治見市内にあります。しかし、中学から名古屋市内の東海中学・高校へ通っていましたので、知り合いや友人は名古屋市内の方が多いです。大学は京都大学法学部へ進学し、大学時代は京都市内で過ごしました。1998 年４月に弁護士登録して、現在に至っております。私の事務所は、現在、弁護士が 12 名、事務員が 11 名で、企業法務が多いですが、一般民事事件、家事事件、刑事事件など幅広い案件を取り扱っています。

趣味は、現在はゴルフを主に楽しんでおりますが、以前はマラソンやロードバイクなどの健康志向の趣味もしておりました。音楽鑑賞も好きで、主にクラシック音楽を聴いています。お酒は何でも好きで、特に日本酒が好きです。

ＡＤＲ機関の経験として、愛知県弁護士会紛争解決センターのあっせん・仲裁人をしておりまして、また、同じような話し合いでの紛争解決を行う機関の経験として、名古屋簡易裁判所の民事調停官と調停委員、愛知県公害審査会の調停委員をしております。

私のこれまでの弁護士業務との関係では、土地の境界そのものが争いになった事件を取り扱った

経験はそれほど多くはありませんが、近隣紛争や建物の越境が紛争となった事件などで、土地の境界が問題となる事件を取り扱うことは度々ありました。土地家屋調査士さんに直接の知り合いはいませんが、取り扱った事件の中で、土地家屋調査士さんと一緒に現場で境界を確認したり、境界に関するやり取りなどをすることはありました。

このような、これまでの私の経験等があいち境界問題相談センターの運営に生かせるかは分かりませんが、運営委員に就任した以上は微力ながら尽力させていただきたいと思います。

土地の境界問題は、誰にでも起こりうる問題であり、そこに近隣や親族間などの紛争が絡んでくる事案もあるかと思いますので、境界そのものの問題だけではなく、紛争の背景事情を踏まえた丁寧な解決が求められていると思います。その中で、話し合いでの解決を目指す当センターの役割は重要かと思いますので、委員の一員として、当センターに紛争の解決を依頼された方にとって、納得の得られるような解決を目指し、またそういったセンターの運営のために、少しでもお役に立てるように頑張りたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

（あとがき）

今年度から運営委員に就任されました弁護士の平林拓也先生は、簡裁の調停委員等に関わられていたのでセンターの運営も力強いと思います。本年度も、会員及び一般の方々が使いやすいセンターになるよう務めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

（あいち境界問題相談センター運営委員　藤曲泰樹）

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック　https://www.facebook.com/aichi.ADR/

お問い合わせ先　あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号　０５２（５８６）１２００

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

突撃！となりの調査士事務所

Vol. 16

01 おしゃれな事務所！

土地家屋調査士法人・行政書士法人アクア総合事務所の代表、野村一馬会員を訪ねました。まず目に飛び込んでくるのは、レストランのようなおしゃれな事務所です。事務所からは138（一宮）タワーが望め、まるで観光地みたいです。

◀一宮市のシンボル 138タワー

02 事務所名アクアの由来

アクア総合事務所がある一宮市北方町。北には木曽川が流れ、世界淡水魚園アクア・トトぎふ」がすぐ近くにあります。事務所の名前の由来はもちろんアクア・トトにちなんだものかとおもいきや、全く関係ありませんでした。釣りが趣味なこと、カタカナ名の法人が少なく目立ちそうで、電話帳でもあいうえお順で上の方にきてみつけてもらいやすそうだからと命名したとのことで、なかなかの戦略家です。事務所の可愛らしいロゴマークもご自身のデザインです。

03 野村一馬会員ヒストリー

コンサル会社で新幹線の路線測量や山の測量を経験しながら、土地家屋調査士資格を取得。一宮市内の土地家屋調査士事務所での実務経験を経て独立開業するも、最初は100件の業者さんを回っても簡単には仕事がこなかったとのこと。それでも多方面に営業活動を続けて、徐々に業務拡大。一宮市馬見塚に構えていた事務所がいよいよ手狭になり、ご自身で建築許可を取って購入した土地に、令和５年、アクア総合事務所を新築して現在に至ります。

04 事務所拝見

ほんとに素敵な店内…いえ、事務所です。のびのびと働きやすそうな環境ですね。

▶広々としたオフィス

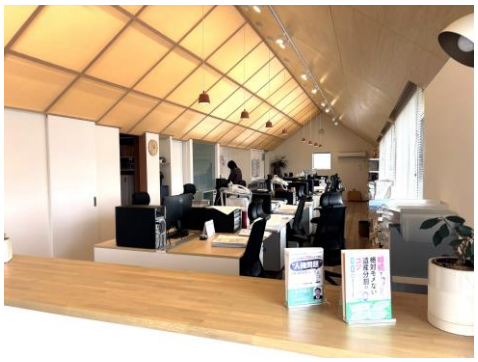

▲ 応接室

▼ キッズスペース

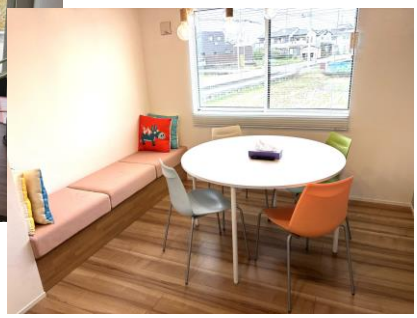

05 業務内容

一宮市も市街からでると調整区域は多く、建築許可申請や農地転用手続きも手掛けています。土地家屋調査士業務と行政書士業務の比率は８：２ほど。社員３名、アルバイトさん４名で資料調査、測量、境界立会の段取りや申請業務など業務分担をして効率的に仕事をされています。地元の不動産屋さんから口コミで仕事が広がっていて、将来的にはさらなる業務拡大をしていきたいと考えているとのこと。地域の事務所として、益々のご活躍が期待されます！

06 経営者として

従業員個々の自主性を重んじることで、スタッフの皆さんが働きやすい環境作りを心掛けているとのこと。自分が残業をしていたら従業員も帰りにくいだろうからと、仕事があっても自分は定時にあがると決めて、早朝の静かな時間を利用して効率的に仕事を片付けるなど工夫をして事務所運営をされています。目下の課題は業務拡大のための雇用問題。募集をしてもなかなか人は集まらず、採用にはやはり苦労されているようです。

07 法人成り

法人化したことによって集客の窓口が広がっているように感じている。事務所の信用度が増して、紹介もしてもらいやすく、受注増に繋がっているのではないかと分析。ホームページは個人事務所の時から開設していたが、当時はホームページからの集客はほぼなかったものの、法人化してからは、個人のお客様のホームページからの見積依頼もあって仕事の受注に繋がっており、なかには名古屋市の方からの問い合わせもあるようです。

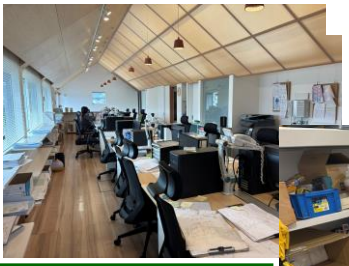

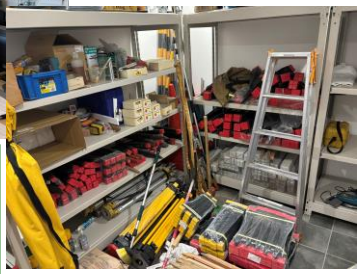

測量備品はバックヤードにしまって事務所はスッキリ！

08 失敗談

事務所新築に際して、コロナ禍以降の建築資材の価格高騰により、当初想定していた事務所建築予算よりかなり費用がかさんでしまって、一時はハラハラドキドキだったとのこと。

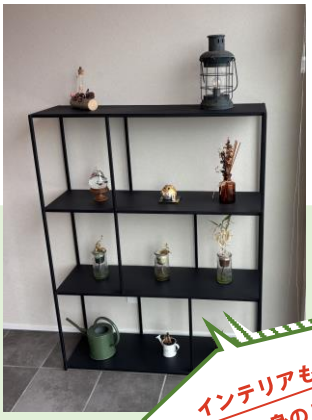

インテリアもご自身のこだわり

広報委員の感想

野村会員には、素敵な事務所をご紹介いただき、ありがとうございました。口コミで仕事が広がっていくのは、日々、素晴らしい仕事をされているからだと感じました。紹介したいと思われる事務所を目指して、私も頑張っていきたいと思います。（伊藤　健一）

事務局からのご案内

11 月の入会者

田辺（たなべ） 星登（ほしと）（名古屋北支部）
愛知第 3189 号
〒460-0003
名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号
エターナル北山ビル 7Ｆ
TEL　052-228-7534
FAX　052-228-7531

岡田（おかだ） 宜男（たかお）（岡崎支部）
愛知第 3190 号
〒445-0073
西尾市寄住町洲田 45 番地 3
TEL　0563-56-9250
FAX　0563-56-8523

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人ファミリア
(名古屋北支部) 18-0013
使用人調査士の雇用：愛知第 3189 号　田辺　星登

土地家屋調査士法人アイチ測量登記
(熱田支部) 18-0035
使用人調査士の退職：愛知第 3107 号　阿知波　郁徳

土地家屋調査士法人児玉測量設計
(岡崎支部) 18-0036
〒444-0830
岡崎市柱西二丁目 8 番地 10（地番変更）
TEL・FAX は変更なし

退会者

加藤　大雄（名古屋東支部）
愛知第 2890 号／平成 27 年 7 月入会

阿知波　郁徳（熱田支部）
愛知第 3107 号／令和 5 年 5 月入会

事務所変更

西中　一貴（名古屋西支部）
愛知第 3135 号
〒453-0056
名古屋市中村区砂田町 3 丁目 28 番地
サンパーク木村 3　102 号室
TEL 052-526-6282・FAX 052-526-6281

林　　和雄（知多支部）
愛知第 3009 号
〒470-2102
知多郡東浦町大字緒川字家下 30 番地 1
TEL・FAX は変更なし

児玉　真二（岡崎支部）
愛知第 2750 号

左右田　　崇（岡崎支部）
愛知第 3112 号

岡田　　学（岡崎支部）
愛知第 3175 号

〒444-0830
岡崎市柱西二丁目 8 番地 10（地番変更）
TEL・FAX は変更なし
土地家屋調査士法人児玉測量設計

訃報

山口　博司（豊田支部）
愛知第 1942 号／昭和 62 年 1 月入会
令和 7 年 11 月 1 日逝去（84 歳）

謹んでご冥福をお祈りいたします

12 月の会務予定

1 日　広報委員会
2 日　総務財務、社会事業部会
3 日　業務、研修、広報部会、入会時研修
10 日　支部長会議
11 日　新入会員業務研修委員会
12 日　研究所会議
17 日　理事会
18 日　筆界調査委員養成講座⑦
24 日　広報戦略 Zoom、PT 会議

業務に関するお知らせ（ 10 月 16 日から 11 月 16 日まで ）

ホームページ＞会員の広場＞通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月　日	標　　題
10 月 16 日	業務上で使用するパソコン等の推奨環境への移行について
10 月 16 日	不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令の公布について
10 月 21 日	日調連主催　令和 7 年度ウェブ研修会のご案内
10 月 27 日	森林経営管理法による不動産登記に関する政令案に関する意見の提出について
10 月 28 日	税務証明書発行時における登記情報提供サービス資料の取扱いについて
11 月　5 日	北名古屋市・豊山町の官民境界立会申請書に係る申請部数の変更について
11 月　6 日	不動産登記規則の一部を改正する省令の公布について
11 月　6 日	令和 7 年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について
11 月　7 日	令和 7 年度第 3 回定例研修会のご案内
11 月 11 日	令和 7 年度第 2 回定例研修会の動画公開について
11 月 11 日	土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の利用促進に向けた DM の送付について
11 月 13 日	登記基準点の認定申請における留意点について

事務局

年末年始休業のお知らせ　2025 12/27(土) ～ 2026 1/4(日)

1/5 (月)から通常業務です

表紙写真　「テレビ塔のイルミネーション」　名古屋西支部　三浦祐紀

撮影場所：中部電力 MIRAI TOWER(名古屋テレビ塔)　テレビ塔のライトアップはきれいでした。

編集後記

この編集後記を書きながら子供の頃をふと思い出しました。当時の私は作文が大の苦手で、一つの文章を書き上げるのにいつも苦労していました。実のところ、その苦労は今もあまり変わっていないのですが……。今回の会報も、原稿をご執筆いただいた皆様に多大なご協力をいただき、完成へと至りました。せっかくお寄せいただいた記事が、会員の皆様に少しでも興味をもって読んでいただけるよう、これからも広報委員として工夫を重ねていきたいと思っています。何かと慌ただしい師走ではございますが、皆様が日々を有意義に過ごされ、穏やかな新年を迎えられますよう心よりお祈り申し上げます。

（広報委員　田中秀扶）

■発行日　令和 7 年 12 月 1 日
■発行所　愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目 2 番 25 号
TEL 052-586-1200
■発行人　川合 秀幸
■ホームページの URL　https://www.chosashi-aichi.or.jp